

---

プロジェクト **持分法**

項目 **IASB 公開草案「持分法会計（IAS 第 28 号の改正案）」の概要**

---

## I. 本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2024 年 9 月 19 日に公開草案「持分法会計－IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202X 年改訂）」（以下「ED」という。）を公表している（コメント期限：2025 年 1 月 20 日）。本資料は ED の概要について紹介することを目的としている。

## II. ED の背景と構成

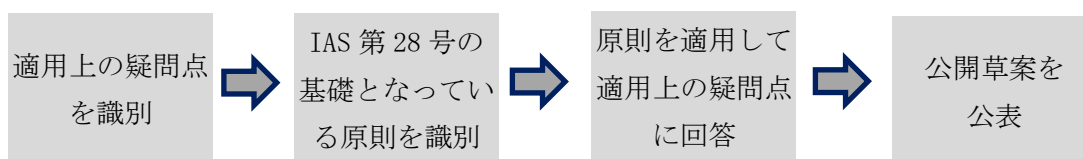
2. IFRS 会計基準は、企業が連結財務諸表において関連会社及び共同支配企業に対する投資に持分法を適用することを要求している。企業は個別財務諸表において子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資に持分法を適用することが認められている。持分法の適用についての要求事項は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）に示されている。
3. IASB は、2020 年 10 月のボード会議において、持分法に関するプロジェクトの範囲（持分法の根本的な見直しを行うか、適用上の疑問点に焦点を当てるのかを含む）を検討し、持分法の根本的な見直しを行わないことを決定した。その後、適用上の疑問点に対処することに焦点を当てて検討が行われてきた。
4. また、IASB は 2023 年 4 月のボード会議において、持分法に関するプロジェクトをリサーチ・プロジェクトから基準設定の作業計画に移行することを決定した。IASB は持分法に関するプロジェクトの焦点は、根本的な見直しではなく適用上の疑問点への回答であるため、まずディスカッション・ペーパーを公表するのではなく、公開草案の公表に向けて作業することを決定した。このため、次の点についてはプロジェクトの範囲から除外されている。
  - (1) 持分法は一行連結なのか測定基礎なのか
  - (2) 持分法の適用の範囲

(3) 重要な影響力の定義

(4) 企業が重要な影響力を有しているかどうかを評価する方法

5. IASB は、利害関係者が特定の状況における持分法の適用方法について提起した疑問（適用上の疑問点）について、IAS 第 28 号から導き出される原則を識別し、それらを適用することによって解決を図ることとしており、ED の公表にあたって、次の図 1 のようなアプローチで検討を行っている（ED IN2 項）。

図 1：IASB が目的を達成するために適用するアプローチの図示（ED 図 1 参照）



6. IASB は、持分法の適用方法に関する適用上の疑問点に回答することで、実務の不統一が減少し、財務諸表利用者にとってより比較可能性と理解可能性の高い情報をもたらされると見込んでいる（ED IN3 項）。
7. また、IASB は、適用上の疑問点に回答するため、IAS 第 28 号の要求事項及び結論の根拠における関連する各項をレビューし、IAS 第 28 号の基礎となっている原則を次の表 1 のとおり識別した。

表 1：IAS 第 28 号の基礎となっているものとして識別された原則（ED 結論の根拠（以下「BC」という。）表 2 参照）

グループ	原則の区分 識別された原則	項
	分類	
A	参加するパワーは、純資産の変動に影響を与え、純資産にアクセスする投資者が共有するパワーである。	IAS 28.3（定義） IAS 28.5-9 IAS 28.12-14
	報告企業の境界	
B	持分法の適用は、関連会社又は共同支配企業の純資産の変動に対する投資者の持分を投資者の財政状態計算書に含める。	IAS 28.3（定義） IAS 28.10-11 IAS 28.35
C	関連会社又は共同支配企業の純資産変動に対する投資者の持分は、報告企業の一部で	IAS 28.28

	ある。	
	当初認識時の測定	
D	投資者が重要な影響力又は共同支配を獲得する日現在の公正価値は、関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債に関する最も関連性のある情報及び忠実な表現を提供する。	IAS 28.30-31B IAS 28.32 IFRS 3.BC25 IFRS 3.BC198
	事後測定	
E	投資者は関連会社又は共同支配企業の純資産の変動を認識する。投資者は現時点でアクセスできる純資産の変動に対する持分を認識する。	IAS 28.3 (定義) IAS 28.10-13 IAS 28.26 IAS 28.28 IAS 28.30-31B IAS 28.33-36 IAS 28.37
F	投資者の最大エクスポージャーは関連会社又は共同支配企業に対する総持分である。	IAS 28.14A IAS 28.29 IAS 28.38-43
G	関連会社又は共同支配企業に対する投資者の所有持分が減少し、投資者が引き続き持分法を適用する場合には、過去にその他の包括利益に認識した金額を振り替える。	IAS 28.24-25
	認識の中止	
H	投資者は次のようにする。  (a) 旧関連会社又は旧共同支配企業に対する支配を獲得する場合には、IFRS 第3号「企業結合」（以下「IFRS 第3号」という。）及びIFRS 第10号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第10号」という。）を適用する。  (b) 重要な影響力又は共同支配をもはや有さないが、旧関連会社又は旧共同支配企業に対する持分を保持する場合には、IFRS 第9号（以下「IFRS 第9号」	IAS 28.22-23 IFRS 3.41-42

	という。)を適用する。 (c) 重要な影響力又は共同支配企業を喪失した日に、利得又は損失を認識し、その他の包括利益に認識した金額を振り替える。	
	未配分（プロジェクトの範囲外）	
N/A	表示	IAS 28. 15 IAS 28. 20-21
N/A	持分法の適用の例外	IAS 28. 16-19 IAS 28. 27 IAS 28. 36A

8. ED では、識別された次の適用上の疑問点に回答するための IAS 第 28 号の修正案が提案されている。

(1) 重要な影響力の獲得時における所有持分の変動

(2) 重要な影響力を保持している間の所有持分の変動（次の場合を含む。）

- ① 関連会社に対する追加の所有持分の購入時
- ② 関連会社に対する所有持分の処分時
- ③ 関連会社の純資産のその他の変動により投資者の所有持分が変動する場合（例えば、関連会社が新株を発行する場合）

(3) 損失に対する持分の認識（以下を含む。）

- ① 関連会社に対する投資をゼロまで減額した投資者が、当該関連会社に対する追加の持分を購入する場合に、認識していない損失の「キャッチアップ」を要求されるかどうか
- ② 関連会社に対する持分をゼロまで減額した投資者が、当該関連会社の純損益に対する持分及び当該関連会社のその他の包括利益に対する持分を別個に認識するかどうか

(4) 関連会社との取引（例えば、IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の要求事項に従って、関連会社に対する子会社の売却から生じる利得又は損失の認識）

- (5) 関連会社の識別可能な資産及び関連会社の負債に対する投資者の持分の公正価値での測定に関する当初認識時の繰延税金に及ぼす影響
  - (6) 条件付対価
  - (7) 関連会社に対する投資の公正価値の下落が、純投資が減損している可能性があるという客観的な証拠であるかどうかの評価
9. EDは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」（以下「IFRS第12号」という。）及びIAS第27号「個別財務諸表」（以下「IAS第27号」という。）における開示要求を改善する提案も、IAS第28号の修正案を補完するために示している。また、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」（以下「IFRS第19号」という。）を適用する企業に対してのそれらの開示要求案の削減した版も併せて示している。
10. さらに、EDでは、理解可能性を改善するための作業の一環として、IAS第28号の要求事項の並べ替えが提案されており、現行のIAS第28号の項番とEDで示された改定後のIAS第28号の項番との対応表も示されている。
11. これらを踏まえてEDでは次の11項目の質問が設定された。
- (1) 質問1－関連会社の原価の測定
  - (2) 質問2－重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動
  - (3) 質問3－損失に対する投資者の持分の認識
  - (4) 質問4－関連会社との取引
  - (5) 質問5－減損の兆候（公正価値の下落）
  - (6) 質問6－個別財務諸表において持分法が適用されている子会社に対する投資
  - (7) 質問7－開示要求（IFRS第12号及びIAS第27号の修正案）
  - (8) 質問8－要件を満たす子会社についての開示要求（IFRS第19号の修正案）
  - (9) 質問9－経過措置
  - (10) 質問10－提案の予想される影響
  - (11) 質問11－その他のコメント

### III. ED の提案内容

#### 重要な影響力の獲得時における所有持分の変動

12. IAS 第 28 号第 32 項では、重要な影響力の獲得時の投資者の会計処理を次のとおり定めている。

32 投資は、関連会社又は共同支配企業となった日から持分法で会計処理される。投資の取得時には、投資原価と投資先の識別可能な資産及び負債の正味の公正価値に対する企業の持分との差額は、次のように会計処理される。

(a) 関連会社又は共同支配企業に係るのれんは、投資の帳簿価額に含まれる。当該のれんの償却は認められない。

(b) 投資先の識別可能な資産及び負債の正味の公正価値に対する企業の持分が、投資原価を上回る超過額は、当該投資を取得した期間における関連会社又は共同支配企業の純損益に対する企業の持分の算定において、収益として含まれる。

13. しかしながら、IAS 第 28 号は投資原価の測定方法までは定めていないため、実務の不統一が生じており、次のような適用上の疑問点が挙げられていた。

- (1) 投資者は関連会社に対する投資の帳簿価額の当初測定をどのように行うか
- (2) 企業に対する持分を従来から保有していた投資者が追加の持分を取得して重要な影響力を獲得する場合に、関連会社に対する投資の当初測定に含めるのは、従来保有していた持分の当初の購入原価なのか IFRS 第 9 号が適用された当該持分の帳簿価額なのか

14. また、IAS 第 28 号では条件付対価の認識及び測定についての要求事項を定めていないため、投資者が当初認識と事後測定の両方において及び追加持分の購入時において、条件付対価をどのように認識し測定すべきかについての適用上の疑問点が生じている。

15. その他に、投資の当初認識時の公正価値修正による繰延税金に及ぼす影響を関連会社に対する投資の帳簿価額に含めるかどうかについての適用上の疑問点が挙げられていた。

16. ED では関連会社の原価の測定について、次のとおり提案されている。

- (1) 関連会社の原価を、重要な影響力の獲得時に、移転した対価の公正価値（関

連会社に対する従来保有していた所有持分の公正価値を含む) で測定する。

- (2) 条件付対価を移転した対価の一部として認識し、公正価値で測定する。事後の測定については、
  - ① 資本性金融商品に分類した条件付対価は再測定しない。
  - ② その他の条件付対価は各報告日に公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識する。
- (3) 投資者が投資の帳簿価額に関連会社の識別可能な資産及び負債に対する持分を公正価値で測定することに係る繰延税金の影響を含める。

17. 具体的にはED第13項、第22項、第26項、第29項及び付録A「用語の定義」において、次のように提案されている。

<p>13 重要な影響力又は共同支配の獲得時に、投資者又は共同支配投資者は関連会社又は共同支配企業に対する投資を関連会社又は共同支配企業の原価で認識しなければならない。その後、投資者又は共同支配投資者は、投資の帳簿価額の一部として、関連会社又は共同支配企業の純資産に対する持分の変動を認識しなければならない。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 投資の帳簿価額は、関連会社又は共同支配企業の純損益に対する投資者又は共同支配投資者の持分を認識するために増額又は減額される。</li> <li>(b) 投資の帳簿価額は、関連会社又は共同支配企業のその他の包括利益に対する投資者又は共同支配投資者の持分を認識するために増額又は減額される。そうした変動には、有形固定資産の再評価及び為替換算差額が含まれる。</li> <li>(c) 関連会社又は共同支配企業から受け取った分配は、投資の帳簿価額の減額となる。</li> </ul> <p>22 重要な影響力又は共同支配を獲得した投資者又は共同支配投資者は、関連会社又は共同支配企業に対する投資を認識し、当該投資を関連会社又は共同支配企業の原価で測定しなければならない。</p> <p>23 関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額には、関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債の公正価値に対する投資者又は共同支配投資者の持分（関連する繰延税金に及ぼす影響を含む）を含めなければならない。</p> <p>26 投資者又は共同支配投資者は、条件付対価を移転した対価の一部として認識し、当該条件付対価を公正価値で測定しなければならない。投資者又は共同支配投資者は次のような分類をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 条件付対価を支払う義務のうち金融商品の定義を満たすものを金融負債又は資本性金融商品に分類する（IAS第32号「金融商品：表示」の第11項における金融負債及び資本性金融商品の定義に基づいて）。</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(b) 過去に移転された対価の返還に対する権利を資産に分類する。

29 投資者又は共同支配投資者は次のようにしなければならない。

(a) 資本性金融商品に分類した条件付対価について、当該条件付対価は再測定せず、その後の決済は資本に認識される。

(b) その他の条件付対価について、当該条件付対価を各報告日に公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識する。

## 付録 A

### 用語の定義

次の用語は、本基準書では特定された意味で用いている。

<b>関連会社又は共同支配企業の原価 (cost of the associate or joint venture)</b>	移転した対価の公正価値（関連会社又は共同支配企業に対する従来保有していた所有持分（又は保持している投資）の公正価値を含む）を投資者が重要な影響力を獲得する日又は共同支配投資者が共同支配を獲得する日現在で測定したもの
-----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

18. 前項の提案にあたって、IASB は次のように考えたとしている。

- (1) 重要な影響力の獲得は、投資者と投資先との間の関係及び投資者が用いる会計処理方法を変化させる。実質上、投資者は従来保有していた金融資産を関連会社に対する投資と交換している。したがって、重要な影響力の獲得日に放棄した金融資産の公正価値は、関連会社に対する投資について移転した対価の一部を表す。
- (2) 投資原価を公正価値で測定することは、関連会社の識別可能な資産及び負債を重要な影響力の獲得時の公正価値で測定するという原則 D（本資料第 7 項表 1 参照）に合致する。
- (3) 従来保有していた持分を公正価値で測定することは、企業が適用するためのコストが過大にはならない。重要な影響力を獲得する前は、従来保有されていた持分は IFRS 第 9 号に従って公正価値で測定されていたと考えられるからである。
- (4) 条件付対価にかかる要求事項は、子会社の取得時の条件付対価についての IFRS 第 3 号の要求事項と同様であり、当該会計処理は、関連会社に対する投資の当初認識時又は追加持分の購入時に条件付対価を会計処理する際に実務で頻繁に適用されているアプローチとも整合することも理解している。この



ため、IASB は ED の条件付対価に関する提案は、多くの場合で作成者に重大な追加コストを生じさせないと見込んでいる。

19. また、条件付対価に係る要求事項について、IASB は次のように考えたとしている。

- (1) 条件付対価を公正価値で測定する提案は、投資原価を測定する際に移転した対価を公正価値で測定する提案とも整合する。
- (2) 資本性金融商品として分類した条件付対価の決済を資本の中で会計処理するという提案は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」の範囲に含まれる資本性金融商品の決済及び IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の範囲に含まれる持分決済型の株式に基づく報酬の会計処理と整合する。
- (3) その他の条件付対価を各報告日現在の公正価値で事後測定するという提案は、デリバティブの事後測定についての IFRS 第 9 号の要求事項と整合する。IFRS 第 3 号の開発時に、企業結合における条件付対価についての負債に分類される多くの義務がデリバティブの定義を満たすとしており、同様の考慮が持分法の場合でも適用されると考えられる。
- (4) 条件付対価に係る負債の公正価値の変動を純損益に認識するという提案は、IFRS 第 3 号を開発した際の IASB の結論と整合する。IFRS 第 3 号を開発した際に、IASB はそうした変動は移転した対価の修正として（通常はのれんに）反映すべきではないと結論を下している。

20. 繰延税金の影響に関する提案について、IASB は次のように考えたとしている。

- (1) ED の提案は IFRS 第 3 号において取得企業が企業結合で取得した資産及び引き受けた負債から生じる繰延税金資産及び繰延税金負債を IAS 第 12 号「法人所得税」に従って認識し測定することを要求していることと整合しており、IAS 第 28 号第 26 項の子会社の取得の会計処理において用いる手続の基礎となる概念が関連会社に対する投資の取得の会計処理にも採用されるとする考え方と整合する。
- (2) 公正価値修正に係る繰延税金の影響を反映することによって、関連会社に対する投資の取得に係る財務上の影響について忠実に示すことができる。
- (3) 利用者に有用な情報を提供する。
- (4) 繰延税金の影響は、関連会社の識別可能な資産及び負債を重要な影響力の獲得日現在の公正価値で測定すること（原則 D）に関連し、繰延税金の影響のそ

の後の戻入れは関連会社の純資産の変動に対する投資者の持分を認識すること（原則E）に関連しており、原則D及びEと整合する。

### 重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動

21. IAS 第28号では、関連会社に対する投資の当初認識後、重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動を投資者がどのように会計処理するのかについての要求事項は定められていないため、次のような適用上の疑問点が挙げられている。

- (1) 投資者は、重要な影響力を保持している間に、関連会社に対する追加の所有持分を購入する際に持分法をどのように適用するか。
- (2) 投資者は、重要な影響力を保持している間に、関連会社に対する所有持分を処分する際に持分法をどのように適用するか。
- (3) 投資者は、重要な影響力を保持している間に投資者の所有持分を変動させる関連会社の純資産のその他の変動に対する持分を認識するかどうか、及び、認識する場合、結果として生じる利得又は損失はどのように表示されるか（例えば、投資者は重要な影響力を保持している間に関連会社による株式の発行をどのように会計処理するか）。

22. ED では、重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動について、次のとおり提案されている。

- (1) 関連会社に対する追加の所有持分の購入日に、
  - ① その追加の所有持分を認識し、移転した対価の公正価値で測定する。
  - ② その追加の持分を帳簿価額に、関連会社の識別可能な資産及び負債の公正価値に対する投資者の持分を含める。
  - ③ ①と②の差額を投資の帳簿価額の一部として含まれるのれん又は純損益に含まれる割安購入益のいずれかとして会計処理する。
- (2) 所有持分の処分日に、
  - ① 関連会社に対する投資のうち処分した部分（投資の帳簿価額に対する比率で測定）の認識の中止を行う。
  - ② 投資のうち処分した部分を、投資の帳簿価額の一定割合として測定する（その割合は、処分した所有持分を所有持分の合計で除した商として計

算される)。

- ③ 受取対価と処分した部分の金額との差額を純損益に利得又は損失として認識する。

(3) 関連会社に対する所有持分のその他の変動について、

- ① 所有持分の増加を、追加の所有持分を購入したかのように認識する。(1)①において、「移転した対価の公正価値」を「関連会社の資本性金融商品の償還から生じた関連会社の純資産の変動に対する投資者の持分」と読み替えなければならない。
- ② 所有持分の減少を、所有持分を処分したかのように認識する。(2)②において、「受取対価」を「関連会社の資本性金融商品の発行から生じた関連会社の純資産の変動に対する投資者の持分」と読み替えなければならない。

23. 具体的には、ED 第 30 項から第 34 項において、次のように提案されている。

#### **追加の所有持分の購入**

- 30 重要な影響力又は共同支配を保持している間に、追加の所有持分を購入する投資者又は共同支配投資者は、当該購入の日に、次のようにしなければならない。
  - (a) その追加の所有持分を認識し、移転した対価の公正価値で測定する。
  - (b) その追加の所有持分の帳簿価額に、関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債（関連する繰延税金に及ぼす影響を含む）の公正価値に対する持分を含める。
- 31 投資者又は共同支配企業は、その購入した追加の所有持分に第24項から第26項も適用しなければならない。

#### **所有持分の処分**

- 32 重要な影響力又は共同支配を維持している間に、所有持分を処分する投資者又は共同支配投資者は、当該処分の日に、次のようにしなければならない。
  - (a) 関連会社又は共同支配企業に対する投資のうち処分した部分の認識の中止を行う。
  - (b) 投資のうち処分した部分を、投資の帳簿価額の一定割合として測定する（その割合は、処分した所有持分を所有持分の合計で除した商として計算される）。

(c) 受取対価と処分した部分との差額を利得又は損失として純損益に認識する。

- 33 重要な影響力又は共同支配を維持している間に、関連会社又は共同支配企業に対する投資者又は共同支配投資者の所有持分が減少する場合に、投資者又は共同支配投資者は、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失を関連する資産又は負債の処分時に純損益に振り替えることを要求されるときには、当該利得又は損失のうち所有持分の減少に係る割合を純損益に振り替えなければならない。<sup>1</sup>

### 所有持分のその他の変動

- 34 投資者又は共同支配投資者の所有持分は、関連会社又は共同支配企業が資本性金融商品の償還又は発行を行う場合には増加又は減少する可能性がある。投資者又は共同支配投資者の持分が変動し、投資者又は共同支配投資者が重要な影響力又は共同支配を保持する場合、次のようにしなければならない。

(a) 第30項から第31項を所有持分の増加に対して、追加の所有持分を購入したかのように適用する。第30項(a)を適用する目的上、投資者又は共同支配投資者は、「移転した対価の公正価値」を「関連会社又は共同支配企業の資本性金融商品の償還から生じた関連会社又は共同支配企業の純資産の変動に対する投資者又は共同支配投資者の持分」と読み替えなければならない。

(b) 第32項から第33項を所有持分の減少に対して、所有持分を処分したかのように適用する。第32項(c)を適用する目的上、投資者又は共同支配投資者は、「受取対価」を「関連会社又は共同支配企業の資本性金融商品の発行から生じた関連会社又は共同支配企業の純資産の変動に対する投資者又は共同支配投資者の持分」と読み替えなければならない。

### (追加の所有持分の購入)

24. 前項の提案のうち ED 第 30 項(a)について、IASB は、投資者が関連会社に対する追加持分を購入する際に従来保有していた持分の帳簿価額を再測定することを要求すべきかどうかを検討した。検討の結果、次の理由から投資者は関連会社に対して従来保有していた持分の帳簿価額を再測定しないこととなるアプローチを使用することを決定したとしている。

(1) 追加持分の購入は投資者と投資先との関係、又は投資者が適用する会計処理方法を変化させないため、重要な影響力の獲得時における考え方は追加持分の購入には適用されない。

(2) 共同支配事業者が共同支配を保持している間に共同支配事業に対する追加持

<sup>1</sup> ED 第 33 項については、IAS 第 28 号第 25 項からの項番及び用語の置換えのみの変更のため、ED においてもグレーアウトされているため、本資料でも同様の取扱いとしている。

分を購入する場合、共同支配事業に対して従来保有していた持分は再測定されないため、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」（以下「IFRS 第 11 号」という。）における要求事項と整合する。

- (3) 投資者が追加持分を購入した際に従来保有していた持分を再測定した場合、投資者が関連会社に対する投資を断続的に公正価値で測定する結果となり、これは特に損益計算書において、財務諸表利用者に有用な情報を提供する可能性が低い。

25. ED 第 30 項(b)の提案について、IASB は、次の理由で関連会社の識別可能な資産及び負債に対する投資者の追加的な持分を追加持分の購入日現在の公正価値で測定することとしたとしている。

- (1) 原則Dと整合し、関連会社の識別可能な資産及び負債に対する投資者の追加的な持分に関する関連性のある情報を提供する。また、IFRS 第 3 号を開発した際の、被取得企業の識別可能な資産及び負債を公正価値で測定することで関連性のある情報が提供されるという IASB の見解と整合する。
- (2) 活動が事業を構成する共同支配事業に対する持分を取得する際に企業が適用する IFRS 第 11 号の要求事項と整合する。
- (3) 追加的なのれんが、重要な影響力の獲得時に投資に含められた当初ののれんと同じ方法で測定されるため、投資に含まれている追加的なのれんを忠実に表現する。

26. また、ED 第 31 項の提案について、IASB は、関連会社に対する追加持分の購入の会計処理に対するアプローチが、関連会社に対する投資者の持分を購入の累計額として測定する結果となるが、追加持分の購入は従来保有していた持分の再測定を生じさせないため、提案している要求は、当初の持分の購入と追加持分のそれぞれを別々に測定することとなる。したがって、追加持分の購入による利得を過去に当初持分の購入時の投資の帳簿価額に含めたのれんと相殺するアプローチは採らなかったとしている。

#### **(所有持分の処分)**

27. ED 第 32 項の提案について、IASB は、投資者が追加持分を購入の累計額として測定するアプローチが投資の事後測定及び認識の中止に対する影響を有するかどうか、すなわち、投資を次のいずれとして見るべきかについて検討した。

- (1) 単一の会計処理単位—この見解を適用する場合、投資は関連会社に対する単

一の投資として事後測定される。

(2) 複数の構成部分で構成—この見解を適用する場合、投資は複数の個別の層で構成され（重要な影響力の獲得時の当初の層と重要な影響力の獲得後に購入した追加持分のそれぞれについての追加的な層）、それぞれを別個に測定することになる。

28. 前項の点について IASB は、投資を単一の会計処理単位と見る方が IAS 第 28 号の基礎となっている原則 B 及び E との整合性が高く、これらの原則を適用する場合、投資を単一の単位と見るべきであり、それぞれの層について別個に見るべきではないことを示唆するとしている。

29. また、IASB は、投資を複数の層で構成されるものではなく単一の会計処理単位と見ること、次のようになるとしている。

(1) 各金融商品が代替可能なため同じ経済的権利を有する金融商品で構成されている投資のより忠実な表現を提供する。

(2) 関連会社に対する投資が通常は単一の資産として管理されることを反映する。

(3) 理解可能性がより高い（例えば、部分的な処分において認識の中止を行った金額の測定が理解しやすくなる）。

(4) 複雑性が低く、企業が適用するためのコストが低い。

#### **(投資者の所有持分のその他の変動)**

30. IAS 第 28 号では、関連会社が株式を発行又は償還するもしくは持分決済型の株式に基づく報酬を付与するか又は株式ワラントを発行するといった取引から生じた所有持分のその他の変動を投資者が認識することを要求されるかどうか又はどのように認識することを要求されるのかについて、定めていない。

31. IASB は、実務において適用されているアプローチはさまざまであり、例えば、一部の投資者は、関連会社が他者に株式を発行することから生じた所有持分の希薄化を認識するが、認識しない投資者もいるとしており、希薄化を認識する投資者は、それにより生じる希薄化の利得又は損失をさまざまな方法で表示するとしている。

#### **関連会社による株式の発行又は償還**

32. IASB は、関連会社が株式を発行又は償還する取引において、投資者が関連会社と

対価を交換するかどうかに関係なく、投資者は当該取引が関連会社に対する投資に与える影響を反映すべきと考え、ED 第 34 項のとおり所有持分の変動を購入もしくは処分するかのよう認識することを提案している。

33. また、IASB は、希薄化の利得又は損失を純損益又はその他の包括利益のいずれに表示することを投資者に要求すべきかどうか検討したとしている。IASB は当該利得又は損失は投資者の資産（関連会社に対する投資）から生じるものであり、収益又は費用の項目として純損益に含めるとしている。また、当該利得又は損失を純損益に表示する要求は、関連会社に対する持分の処分から生じたその他の利得又は損失についての IASB の提案しているアプローチと整合するとしている。

#### 持分決済型の株式に基づく報酬及び株式ワラント

34. 関連会社が従業員にストック・オプションを付与する持分決済型の株式に基づく報酬契約において、従業員がオプションを行使した場合の株式発行は、関連会社に対する投資者の所有持分を希薄化する。部分的な処分における投資者の所有持分の希薄化の認識について、IASB の提案している関連会社が株式を発行した場合の要求では、これらの取引の会計処理のすべての側面（投資者は当該希薄化（又は部分的な希薄化）をいつ認識すべきか（権利確定期間にわたってか行使日か）など）を扱っているわけではない。同様の疑問点は、関連会社が他の当事者に株式ワラントを発行する場合にも生じると考えられる。
35. IASB は、利害関係者のフィードバックによると実務においてこれらの取引は多くの種類の取引があるとしつつも、持分法を適用する際にそうした取引を扱うための要求事項を開発することは、時間を要しプロジェクトをかなり遅延させる可能性が高いとされた。また、利害関係者のフィードバックでは、このような取引は通常、投資者に対して一般性があるか又は重大な影響を有していないことも示唆されていたことから、IASB はこれらの取引を扱うための要求事項を開発するコストが便益を上回る可能性が高いとして、ED で取り扱わなかったとしている。

#### **損失に対する投資者の持分の認識**

36. IAS 第 28 号第 38 項では、損失に対する投資者の持分が関連会社に対する持分と等しいか又は超過する場合に、投資者がそれ以上の損失に対する持分の認識を中止することを要求している。また IAS 第 28 号第 39 項は、投資者の持分の帳簿価額をゼロまで減額した後に、追加の損失の引当及び負債の認識を投資者が法的義務若しくは推定的義務が生じている範囲又は関連会社に代わって支払う金額の範囲でのみ行うことを要求している。関連会社がその後に純利益を報告する場合、投資

者は、純利益に対する持分が認識していない損失に対する持分と等しくなった後にはじめて、その純利益に対する持分の認識を再開することとなる。

37. 前項に関する適用上の疑問点として、次のものが識別されている。
- (1) 投資者が関連会社に対する追加持分を購入する場合に、投資者は未認識の損失を「キャッチアップ」することを要求されるか
  - (2) 投資者は包括利益の内訳項目のそれぞれを区分して認識するかどうか
38. ED では、前項の適用上の疑問点に対する回答として、損失に対する投資者の持分の認識について、次のとおり提案されている。
- (1) 追加の所有持分の購入時に、認識していなかった関連会社の損失に対する持分を、その追加の所有持分の帳簿価額を減額することによって認識することはしない。
  - (2) 関連会社の純損益に対する持分と関連会社の包括利益に対する持分を区分して認識して表示する。
39. 具体的には、ED 第 49 項から第 52 項において、次のとおり提案されている。

**損失に対する投資者又は共同支配投資者の持分の認識**

(略)

49 追加の所有持分の購入時に、関連会社又は共同支配企業の損失に対する持分を認識していない投資者又は共同支配投資者は、当該損失を当該購入日現在の投資の帳簿価額を減額することによって認識してはならない。投資者又は共同支配投資者は、認識していない当該損失に第48項を引き続き適用しなければならない。

**純損益に対する持分及びその他の包括利益に対する持分**

50 投資者又は共同支配投資者は、関連会社又は共同支配企業の純損益に対する持分及び関連会社又は共同支配企業のその他の包括利益に対する持分を区分して認識しなければならない。

51 純損益に対する投資者又は共同支配投資者の持分とその他の包括利益に対する投資者又は共同支配投資者の持分が両方とも損失であり、当該損失が総額で関連会社又は共同支配企業に対する純投資と総額で同額であるか又は超過する場合、投資者又は共同支配投資者は純損益に対する持分を認識し、それからその他の包括利益に対する持分を認識しなければならない。

52 純投資をゼロまで減額した投資者又は共同支配投資者は、関連会社又は共同支配企業の純損益に対する持分及び関連会社又は共同支配企業のその他



の包括利益に対する持分を引き続き区分して認識し、純投資の帳簿価額をゼロに維持しなければならない。例えば、投資者が純投資をゼロまで減額していて、純損益に対する持分がCU250の損失でその他の包括利益に対する持分がCU100の利益である場合、投資者はCU100の損失を純損益に認識し、CU100の利益をその他の包括利益に認識する。

#### (認識されていない損失及び追加持分の購入)

40. IASB は前項の提案について、追加の所有持分の購入に対する提案しているアプローチ<sup>2</sup>と整合するとしており、従来保有していた持分に関して認識していない損失を追加持分の原価から減額することを投資者に要求することは、追加持分の購入に対する提案しているアプローチと不整合となるとしている。
41. また、IASB は認識していない損失に対する投資者の持分を追加的な投資の原価から減額することは、投資が減損していることを示唆する可能性があるが、未認識の損失の存在は必ずしも投資が減損していることを意味しないとしている。例えば、スタートアップ企業は、当初に損失が生じた後に、投資者が投資を回収して正のリターンを稼得するのに十分な利益を生み出す場合があるため、追加持分の購入日における投資の回収可能価額は、その追加持分の原価を超過する可能性がある。
42. IASB は、減損が存在する場合には、投資者は減損時に IAS 第 28 号及び IAS 第 36 号「資産の減損」(以下「IAS 第 36 号」という。)の要求事項を適用することにも考慮し、減損損失を関連会社に対する追加持分の購入の直後に認識することは、投資者の財務諸表の利用者に関連性のある情報を提供するとしている。
43. さらに、IASB は投資者が関連会社に追加の資金を提供することによって、損失を計上している関連会社に対する追加持分を購入した場合に、投資者は当該損失を負担する推定的義務を有していることを示唆する可能性があるかどうかを検討したが、投資者が関連会社の損失を負担する義務が生じていると判断した場合には、IAS 第 28 号の第 39 項によって当該損失に係る負債を認識することを要求されると考えられるとした。

#### (包括利益の各内訳項目の認識)

44. IASB は、ED 第 50 項から第 52 項で提案するアプローチについて、以下と整合する

<sup>2</sup> ED では追加の所有持分の購入時には、投資者が重要な影響力の獲得後に関連会社に対する追加持分の購入を購入額の累計として測定する結果となることが提案されている(本資料第 24 項参照)

としている。

(1) 原則 E 及び F

これらの原則は、投資者が関連会社の純資産の変動に対する持分を認識することを示唆する。ただし、関連会社に対する投資者の投資を超過する損失を認識する結果となる場合は除く。

(2) 投資者が関連会社の純損益に対する持分を関連会社のその他の包括利益に対する持分と区分して認識するという IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」(及び IAS 第 1 号「財務諸表の表示」) の要求事項

(3) 「概念フレームワーク」(純損益計算書は企業の財務業績に関する情報の主要な源泉であると述べている)

投資者は純損益計算書で報告する金額の認識をその他の包括利益で報告する金額よりも優先すべきであることを示唆している。提案しているアプローチでは、投資者が純損益計算書に関連会社の純損益に対する持分の一部又は全部を認識できるようになる。

45. また、IASB は、その他の関連する適用上の疑問点(投資者が関連会社の純利益に対する持分の認識を再開する場合の純利益の純損益とその他の包括利益への認識の順序など)については実務では一般的には生じないことを理由に回答を開発しないことを決定したとしている。

## 関連会社との取引

46. 現行の IAS 第 28 号第 28 項では、投資者が関連会社との取引から生じた利得又は損失を関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲でのみ認識することを要求している。当該要求に関するさまざまな適用上の疑問点のうち、IASB はまず、投資者は関連会社への子会社の売却から生じた利得又は損失を IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号を適用してどのように認識するのかに関する適用上の疑問点を検討し、その疑問点に回答するために関連会社との取引に関する改訂した要求事項を提案することを決定した。

47. 具体的には、IFRS 第 10 号は、投資者が子会社に対する支配の喪失時の利得又は損失を、残存持分を公正価値で再測定して、全額を認識することを要求している<sup>3</sup>ことに対し、IAS 第 28 号の第 28 項は、投資者が認識する利得又は損失を、当該取引

---

<sup>3</sup> IFRS 第 10 号第 25 項及び B97 項から B99 項参照

から生じる利得又は損失に対する投資者の持分を消去することによって、関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲に制限することを要求しており、これらの基準の間の不整合に関する適用上の疑問点が生じている。

48. ED では関連会社との取引について、投資者が関連会社とのすべての「アップストリーム」及び「ダウンストリーム」の取引（子会社に対する支配の喪失を伴う取引を含む）から生じた利得及び損失の全額を認識する（すなわち未実現損益を消去しない）よう要求することが提案されている。

49. 具体的に、ED 第 53 項では次のように提案されている。

53 投資者又は共同支配投資者は、その関連会社又は共同支配企業とのすべての「アップストリーム」取引及び「ダウンストリーム」取引から生じた利得及び損失の全額を認識しなければならない。「アップストリーム」取引は、例えば、関連会社から投資者へ又は共同支配企業から共同支配投資者への資産の売却である。「ダウンストリーム」取引は、例えば、投資者から関連会社又は共同支配投資者から共同支配企業への資産の売却又は拠出である。

50. この点について、IASB はさまざまなアプローチを検討し、最終的には代替案 1（投資者は関連会社とのすべての取引に係る利得又は損失の全額を認識する）と代替案 2（投資者は関連会社とのすべての取引に係る部分的な利得又は損失のみを認識する）の 2 つの案に焦点を当てることとした。その後、次の点を考慮して代替案 1 に基づく要求事項を提案することを決定した。

- (1) 利用者の情報ニーズ
- (2) 作成者にとってのコスト
- (3) 利得又は損失の投資者の部分の消去することの目的
- (4) 類似した事項を扱っている他の IFRS 会計基準書における要求事項

#### **(利用者の情報ニーズ)**

51. IASB では、代替案 1 と代替案 2 に関する財務諸表利用者とのアウトリーチを実施し、持分法で会計処理される関連会社に対する投資を有する投資者の財務諸表を評価する際に、利用者のアプローチは、利用者が投資者の稼得利益に対する関連会社の寄与の大きさをどのように評価するのかに応じて、次のとおりさまざまであることが示唆されたとしている。

- (1) 利用者が関連会社の寄与が大きいと評価する場合、利用者が一般的に関連会社を別個に評価する。評価は関連会社の財務諸表（利用可能な場合）を基礎

とすることとなり、投資者と関連会社との間の取引についての利得又は損失を制限しない。

- (2) 利用者が関連会社の寄与は大きくないと評価する場合、利用者は投資者の財務諸表において報告される関連会社の稼得利益に関する情報に依拠することが多い。これらの稼得利益は、該当する場合、投資者と関連会社との間の取引についての利得又は損失を制限することとなる。

52. 全体として、大半の利用者は代替案 1 を支持し、利用者に最も有用な情報を提供するであろうと述べたとされている。

#### **(作成者のコスト)**

53. IASB では、代替案 1 と代替案 2 の導入及び適用に関するアウトリーチの結果では、代替案 1 に基づく要求事項を開発するとした場合には現在の実務の変更を要求するため一部の導入コストが生じると考えられるが、導入後は、代替案 1 は代替案 2 よりも単純となり、適用コストが低いことが示唆されたとしている。

#### **(利得又は損失の投資者の部分の消去することの目的)**

54. IASB では、関連会社との取引において投資者の利得又は損失の一部を消去するという IAS 第 28 号の第 28 項における要求は、持分法を適用するにあたり、報告企業の境界線が関連会社（又は関連会社に対する投資者の持分）を含むように拡張されたことを含意するものと見ることができるとしており、報告企業の境界線及び消去の要求の目的に関連性がある、IAS 第 28 号の基礎となっているものとして識別された原則（表 2 参照）のうちの次の 2 つと整合するとしている。

(1) 原則 B—持分法の適用は、関連会社又は共同支配企業の純資産の変動に対する投資者の持分を投資者の財政状態計算書に含める。

(2) 原則 C—投資者は関連会社又は共同支配企業の純資産に対する投資者の持分は、報告企業の一部である。

55. IASB は、これと対照的に、「概念フレームワーク」と他の IFRS 会計基準の両方において、関連会社は企業集団の定義に含まれていないこと、IAS 第 28 号が関連会社との取引に係る利得又は損失に対する投資者の持分を消去するよう要求している理由が不明確であることに着目したとしている。また、IAS 第 28 号の第 26 項は、持分法の適用のために適切である手続の多くは IFRS 第 10 号に記述されている連結手続と同様であると述べているが、それは持分法の手続のすべてを連結手続と一致させる必要があるという意味ではないとしている。

**(IFRS 会計基準におけるその他の要求事項)**

56. 投資者が子会社に対する支配を喪失する場合、IFRS 第 10 号は、企業集団が子会社の資産及び負債の認識の中止を行い、旧子会社に対して保持している投資を公正価値で測定することを要求している。したがって、企業集団は、子会社に対する支配の喪失に係る利得又は損失の全額を認識する。それらの要求事項を開発した際に、IASB は次のように結論を下したとされる。

(1) 子会社に対する支配の喪失は、企業集団の観点からは、子会社の個々の資産及び負債に対する支配の喪失であり、したがって、当該資産及び負債は認識の中止を行うべきである。

(2) 保持している持分は公正価値で測定すべきである。子会社に対する支配の喪失は重大な経済事象である（すなわち、親会社と子会社の関係が存在しなくなり、旧親会社と旧子会社の関係とは大きく異なる投資者と投資先の関係が開始する）からである。

57. また、企業が有形固定資産項目を処分する場合、IAS 第 16 号「有形固定資産」は企業が当該資産の認識の中止を行うことを要求しており、企業は当該資産の処分に係る利得又は損失の全額を認識することとなる。

58. したがって、企業が子会社に対する支配を喪失するか又は非貨幣性資産に対する支配を喪失するかどうかに関係なく、他の IFRS 会計基準は、結果として生じる利得又は損失の全額を認識することを企業に要求しており、IASB は（代替案 1）の考え方は、これらの要求事項と整合するとしている。

**(代替案 1 及び 2 についての IASB の決定)**

59. 本資料第 22 項から前項までの検討の結果、IASB は代替案 1 に基づく要求事項を提案することを決定した。これにより、IAS 第 28 号 28 項の要求事項を変更し、IFRS 第 10 号で用いているアプローチを関連会社とのすべての取引に適用することになるとしている。

**減損の兆候の認識（公正価値の下落）**

60. IAS 第 28 号第 40 項では、投資者が IAS 第 28 号の第 41A 項から第 41C 項を適用して関連会社に対する純投資が減損している可能性があることを示唆する客観的な証拠があるかどうかを判定することを要求しており、減損の兆候が存在する場合、投資者は関連会社に対する純投資について IAS 第 36 号に従って減損テストを行うこととなる。

61. 適用上の疑問点は、投資者が投資の公正価値の下落の評価を、当該公正価値を報告日現在の関連会社に対する純投資の帳簿価額又は当初認識時の投資原価と比較することによって行うべきかどうかという点であるが、IASB は適用上の疑問点を検討した際に次のことも検討している。
- (1) IAS 第 28 号の第 41C 項から公正価値の「著しいか又は長期にわたる」下落への言及を削除するかどうか
  - (2) 投資の公正価値の下落に関する投資の減損の兆候があるかどうかの評価について、追加的なガイダンスを IAS 第 28 号に追加するかどうか
62. ED では前項の適用上の疑問点について、次の提案がなされている。
- (1) IAS 第 28 号の第 41C 項における投資の「取得原価を下回る（中略）下落」を「帳簿価額を下回る（中略）下落」に置き換える。
  - (2) 公正価値の「著しいか又は長期にわたる」下落の括弧書き部分を削除する。
  - (3) IAS 第 28 号に、投資の公正価値に関する情報は、関連会社に対する追加持分を購入するために支払った価格若しくは持分の一部を売却するために受け取った価格から、又は当該投資の市場相場価格から、観察される場合がある旨を説明する要求事項を追加する。
63. また、ED では減損に関する IAS 第 28 号の要求事項を再構成して適用しやすくすること、及び文言を IAS 第 36 号に合わせることも提案されている。
64. 具体的に、ED 第 57 項では次のように提案されている。
- 57 関連会社又は共同支配企業に対する純投資が減損している可能性があるという客観的な証拠があるかどうかを決定する際に、投資者又は共同支配投資者は、最低限、これらの兆候を考慮しなければならない。

  - (a) 関連会社又は共同支配企業の著しい財政上の困難
  - (b) 関連会社又は共同支配企業による契約違反（債務不履行又は支払遅延など）
  - (c) 関連会社又は共同支配企業の財政上の困難に関連した経済的理由又は法的理由により、投資者又は共同支配投資者が、そうでなければ考慮しないであろう譲歩を関連会社又は共同支配企業に与えたこと
  - (d) 関連会社又は共同支配企業が破産又は他の財務的再編を行う可能性が高くなったこと
  - (e) 関連会社又は共同支配企業の財政上の困難により、関連会社又は共同支配企業の発行した金融商品についての活発な市場が消滅したこと
  - (f) 関連会社又は共同支配企業が事業を営んでいる技術的環境、市場環境、経

- 済環境又は法的環境において生じた不利な影響を伴う著しい変動
- (g) 関連会社又は共同支配企業の信用格付けの格下げ
  - (h) 純投資の帳簿価額を下回る公正価値の下落。公正価値に関する情報は、関連会社又は共同支配企業に対する追加の所有持分を購入するために支払った価格若しくは所有持分を売却するために受け取った価格から、又は投資の市場相場価格から得られる場合がある。

**(取得原価又は帳簿価額)**

65. 本資料第 62 項(1)の提案は、公正価値の下落が関連会社に対する投資が減損している可能性があることを示唆している場合に、投資者が投資の公正価値を当初認識時の原価ではなく帳簿価額と比較することを要求する提案である。
66. 現行の IAS 第 28 号第 41A 項から第 41C 項は、2014 年に IFRS 第 9 号を公表した際に行われた結果的修正の一部として、IAS 第 28 号における IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）への参照を置き換えるために IAS 第 28 号に追加されたものである。また、IAS 第 28 号の第 41C 項は、売却可能として分類された資本性金融商品の減損に関しての IAS 第 39 号の要求事項を複製したものである。IAS 第 39 号は、当該資本性金融商品を公正価値で測定して公正価値の変動をその他の包括利益に認識することを要求していた。また、IAS 第 39 号は、売却可能資本性金融商品の減損の評価について公正価値を当初の原価と比較することによって行うことを企業に要求していた。この比較は、当該金融商品の公正価値の下落による損失をその他の包括利益から純損益にいつ振り替えるのかを決定するために使用されていた。
67. IASB は、売却可能資本性金融商品の減損の評価及び測定を公正価値と当初の原価との比較によって行うことの論拠は、持分法を用いて会計処理される関連会社に対する投資には当てはまらないことに留意した。IFRS 会計基準は一般的に、投資者が関連会社に対する投資の帳簿価額の変動をその他の包括利益ではなく純損益に認識することを要求している（関連会社のその他の包括利益に対する投資者の持分を除く）。
68. また、IAS 第 28 号は、投資者が IAS 第 36 号に従って投資の減損テストを行い減損損失を測定することを要求している。IAS 第 36 号を適用する際に、投資者は関連会社に対する投資の減損を、投資の回収可能価額を当初の原価ではなく帳簿価額と比較することによって測定する。IASB は、関連会社に対する投資の公正価値の下落が投資が減損している可能性があることを示唆しているかどうかを、投資の公正価値を当初の原価ではなく帳簿価額と比較することによって評価することは、IAS 第 36 号と整合するとしている。

**(公正価値の著しいか又は長期にわたる下落)**

69. 現行の IAS 第 28 号の第 41C 項は、売却可能に分類された資本性金融商品に係る減損損失の評価及び測定についての IAS 第 39 号の要求事項を複製しており、当該要求事項に加えて、IAS 第 39 号は企業がその後売却可能資本性金融商品に係る減損損失の戻入れ（例えば、当該資産の公正価値がその後回復した場合に）を認識することを認めていなかった。したがって、IAS 第 39 号を適用する際に、企業が売却可能資本性金融商品に係る減損損失を純損益に認識したのは、当該金融商品の公正価値の取得原価を下回る下落が著しいか又は長期にわたるものであった場合のみであった。
70. しかし、IAS 第 36 号における減損の要求事項は投資者が関連会社に対する投資の減損を認識する場合に、当該減損が存在しなくなるか又は減少したときには、その後当該減損損失の戻入れを認識する。したがって、IASB は、IAS 第 39 号において「著しいか又は長期にわたる」公正価値の下落に言及していた論拠は、持分法を用いて会計処理される関連会社に対する投資には当てはまらないとしている。
71. また、IASB は、売却可能資本性金融商品の公正価値の下落が著しいか又は長期にわたるものであるかどうかを企業がどのように評価するのかに関して、過去に適用上の困難が生じていたことにも言及している。

**(追加的な減損のガイダンス)**

72. IASB は、関連会社に対する追加の所有持分の購入の会計処理の検討にあたり、割安購入益は減損の兆候である可能性があることに留意し、投資の公正価値に関する情報が関連会社に対する追加の所有持分を購入するために支払った価格又は所有持分を売却するために受け取った価格から観察される場合がある旨を説明するために、IAS 第 28 号における減損の要求事項に関してガイダンスをさらに追加する提案をすることを決定した。
73. IASB は、投資者が関連会社に対する追加持分を購入するか又はそのような持分を売却する取引が公正価値で行われると仮定することはこれらの種類の取引は独立した当事者間で生じることが多いことから合理的であると考えられるため、支払ったか又は受け取った取引価格は、投資の公正価値に関する観察可能な情報を提供するとしている。

**個別財務諸表において持分法が適用されている子会社に対する投資**



74. IAS 第 27 号では、個別財務諸表を作成する企業の子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理について、IAS 第 28 号における持分法を使用することを認めている。
75. ED では IAS 第 27 号について、IAS 第 27 号第 10 項の要求事項を維持し、個別財務諸表において IAS 第 28 号における持分法を使用することを認めること及び、IFRS 第 12 号の修正案で提案されている「ダウンストリーム取引から生じた利得又は損失」の開示について個別財務諸表でも要求することが提案されている。
76. IASB は個別財務諸表において子会社に対する投資の会計処理に持分法を用いることについて次の 3 つの観点から検討し、適用上の疑問点に答える ED の提案について当該親会社にも適用されると決定した。
- (1) IAS 第 27 号における財務諸表の種類及び支配の概念
  - (2) IAS 第 27 号における測定の選択肢としての持分法の経緯
  - (3) 個別財務諸表における子会社に対する投資への持分法の実務上の適用、及び適用上の疑問点に対する IASB の提案の適用が実務に与える影響
77. また IASB は、個別財務諸表において持分法を引き続き適用している間に、子会社の段階取得及び子会社に対する支配の喪失に持分法をどのように適用するかについても検討し、関連会社又は共同支配企業に対する支配を獲得して、個別財務諸表において子会社に対する投資を持分法を用いて会計処理する企業に対して、従来保有していた持分を再測定しないことを要求すると提案することを決定した。また、支配を喪失した場合についても同じアプローチを提案することを決定した。
78. IASB は前項の決定について、次の理由によるとしている。
- (1) 子会社に対する支配の獲得は親会社と旧関連会社又は旧共同支配企業との間の関係を変化させるが、親会社は会計処理方法を変更しない。会計処理方法の変更がないことは、親会社が従来保有していた持分を再測定すべきではないことを示唆している。
  - (2) IAS 第 28 号の第 24 項は、関連会社が共同支配企業になる場合（又はその逆の場合）に、企業が引き続き持分法を適用し、保持している持分を再測定しないことを要求しているため、前項の決定は IAS 第 28 号と整合する
79. なお IASB は、本資料第 77 項の提案が現行の実務に影響を与える可能性があることを認識しており、従来保有していた（又は保持していた）持分を公正価値で再測

定するかどうかの会計方針の選択を企業に認めるべきかどうかを検討したが、実務の不統一が継続する結果となることから、選択を認めないことを決定したとしている。

### 開示要求（IFRS 第 12 号及び IAS 第 27 号の修正案）

80. IASB は、IAS 第 28 号の修正案を補完するために、IFRS 第 12 号及び IAS 第 27 号の開示要求を修正することを決定している。
81. ED では開示要求について、IFRS 第 12 号を修正して次の開示を要求することが提案されている。
- (1) 所有持分のその他の変動から生じた利得又は損失
  - (2) 関連会社又は共同支配企業との「ダウストリーム」取引から生じた利得又は損失
  - (3) 条件付対価契約に関する情報
  - (4) 投資の期首と期末の帳簿価額の調整表
82. また、IAS 第 27 号についても前項(2)の開示を要求する修正が提案されている。
83. 具体的には、IFRS 第 12 号の修正案として次のとおり提案されている（下線は追加）。

#### 共同支配の取決め及び関連会社への関与

20 企業は、財務諸表の利用者が次のことを評価できるようにする情報を開示しなければならない。

(略)

(c) 持分法を用いて会計処理される共同支配企業及び関連会社に対する投資の帳簿価額の変動（第23B項）

#### 共同支配の取決め及び関連会社への関与の内容、程度及び財務上の影響

21 企業は次の事項を開示しなければならない。

(略)

(d) 持分法を用いて会計処理される共同支配企業又は関連会社の所有持分のその他の変動（IAS 第 28 号の第 34 項に従って）から生じた利得又は損失

(e) 持分法を用いて会計処理される共同支配企業及び関連会社との「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失

### **共同支配企業及び関連会社に対する企業の関与に関連したリスク**

23A 持分法を用いて会計処理される共同支配企業又は関連会社について、企業は条件付対価契約に関して次のことを開示しなければならない。

- (a) 企業が重要な影響力若しくは共同支配を獲得するか、又は追加の所有持分を購入した期間において、
  - (i) 企業が重要な影響力若しくは共同支配を獲得するか、又は追加の所有持分を購入した日に認識された金額
  - (ii) 当該契約についての記述及び支払金額の算定基礎
  - (iii) 結果の範囲の見積り（割引前）、又は、範囲を見積れない場合には、その旨及び範囲が見積ることができない理由。支払の上限額が設けられていない場合には、企業はその旨を開示しなければならない。
- (b) 企業が条件付対価を回収若しくは決済するか、又は条件付対価が取消し若しくは消滅となるまでのその後の各報告期間について、
  - (i) 認識された金額の変動（決済時の差異を含む）
  - (ii) 結果の範囲の変動（割引前）及び当該変動の理由
  - (iii) 条件付対価を測定するために用いた評価技法及び主要なモデルのインプット

### **共同支配企業及び関連会社に対する投資の帳簿価額の変動**

23B 企業は、持分法を用いて会計処理される投資の期首と期末の帳簿価額の調整表を、開示しなければならない（以下を区分して開示する）。

- (a) 持分法を用いて会計処理される関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分
- (b) 持分法を用いて会計処理される関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分
- (c) 関連会社又は共同支配企業から受け取った分配
- (d) 減損損失
- (e) 所有持分の変動（投資者又は共同支配投資者が重要な影響力又は共同支配を獲得（又は喪失）した投資に関連するものを含む）

**(重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動に関する開示)**

84. IFRS 第 12 号修正案の第 21 項(d)の提案は、ED 第 34 項で提案されている重要な影響力を保持している間に投資者の所有持分のその他の変動（すなわち購入または処分による変動以外の変動）があった場合に計上した損益の開示を求めるものである。当該情報の開示を要求することについて、IASB は次のとおりとしている。

- (1) 希薄化による利得又は損失は、関連会社に対する投資者の持分から生じた他の収益及び費用とは性質が異なり、頻繁には発生しないため財務諸表作成者にとってコストがかかる可能性が低い。
- (2) 投資者の純損益計算書において区分して表示されない場合でも、持分法が適用される関連会社に対する投資からの収益及び費用について科目の内訳を財務諸表利用者が理解することにも役立つことから財務諸表利用者に有用な情報を提供する。

**(関連会社との取引に関する開示)**

85. IFRS 第 12 号修正案の第 21 項(e)の提案について IASB は、次の理由で当該情報を有用と考える財務諸表利用者からのフィードバックに対応したとされている。

- (1) 稼得利益の質を利用者が評価するのに役立つ。財務諸表利用者は、投資者の財務諸表における稼得利益の不十分な分解は、財務諸表利用者が稼得利益の質を評価する能力を制約することが多いと述べた。
- (2) 財務諸表利用者が必要と考える場合には、認識された利得又は損失を財務諸表利用者が自らの分析において調整できるようになる。
- (3) 市場の条件に対してのベンチマーキングのために、これらの取引及びその価格設定の合理性及び持続可能性を利用者が評価できるようになる。

86. また、IASB は、アップストリーム取引にかかる情報の開示については、開示のためのコストがかかり、投資者にとって容易に利用可能ではない可能性のある情報を要求することになるとして、IASB は開示要求を提案しないことを決定したとしている。

87. なお、IASB は、本資料第 83 項で示した IFRS 第 12 号修正案の第 21 項(e)の開示要求を IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」（以下「IAS 第 24 号」という。）ではなく IFRS 第 12 号に追加する提案とした点について、IAS 第 24 号が関連会社との取引だけでなく、関連当事者とのすべての取引に適用されるためとしている。

**(条件付対価契約に関する開示)**

88. IFRS 第 12 号修正案の第 23A 項の提案について IASB は、企業結合における条件付対価に関しての IFRS 第 3 号の開示要求に基づいているとしており、条件付対価契約に関する、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を利用者が評価するのに役立つ。また、当該開示要求は、IFRS 第 12 号の第 20 項(b)における開示目的<sup>4</sup>とも整合するとしている。

**(調整表の開示)**

89. IFRS 第 12 号修正案の第 23B 項の提案について IASB は、調整表の資産及び負債の変動が当該期間の企業の財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を理解するのに役立つとする財務諸表利用者からの要望に対応して提案したとしている。

90. また、IASB は調整表の開示について、作成に必要となる情報は企業が保有しており、場合によっては、すでに表示又は開示することが要求されている（例えば、関連会社の純損益に対する投資者の持分）と考えられることから、財務諸表作成者にとってコストが過大となるとは見込んでいないとしている。

**要件を満たす子会社についての開示要求（IFRS 第 19 号の修正案）**

91. ED では要件を満たす子会社に次のことを要求する IFRS 第 19 号の修正を提案している。

- (1) 条件付対価契約に関する情報の開示
- (2) 関連会社又は共同支配企業との「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失の開示
- (3) 個別財務諸表において持分法を適用している場合の「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失の開示

92. 前項の提案にあたり IASB は、IFRS 第 19 号 BC33 項で示された 6 つの大まかな原則<sup>5</sup>を手引きとし、これらの情報が IFRS 第 19 号の要求事項と整合していることから

<sup>4</sup> IFRS 第 12 号 20 項(b)では、開示目的として「関連会社に対する持分に関連したリスクの性質及び変動を利用者が評価できるようにする情報を開示すること」があげられている。

<sup>5</sup> IFRS 第 19 号 BC108 項から BC113 項では「IFRS 第 19 号の維持管理」に関するアプローチが示されており、このうち BC109 項では「IASB は、BC33 項における原則を引き続き適用して、IFRS 会計基準書の一部として提案されている新規又は修正後の開示要求が要件を満たす子会社の財務諸表の利用者に有用な情報を提供するのかどうか、及び、したがって当該開示を IFRS 第 19 号に含めるべきかどうかを決定する。」としており、BC33 項における原則を適用して判断することが示されている。

開示を求めることとしている。また、IFRS 第 12 号の他の修正案については、要件を満たす子会社の財務諸表利用者にとって、当該情報の提供コストを上回るほど十分に有用ではない場合があるとして、開示を要求する提案はしないことを決定したとされる。

### **経過措置**

93. ED では経過措置について、次のような提案がされている。

- (1) 関連会社又は共同支配企業とのすべての取引に係る利得又は損失の全額を認識するという要求を遡及適用する。
- (2) 条件付対価に関する要求事項を、条件付対価の認識及び測定を移行日（一般的には適用開始日の直前事業年度の期首）現在の公正価値で行い、それによって関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額を修正することによって、適用する。
- (3) 他のすべての要求事項を移行日から将来に向かって適用する。
- (4) 追加的な過去の期間についての修正再表示を免除する。

### **(関連会社との取引に係る利得及び損失)**

94. ED 第 53 項の提案は、IAS 第 28 号の既存の要求事項を変更することとなる。新しい要求事項を最初に適用する際には、過去の取引について認識していない部分があるため、IASB は移行日現在のこれらの情報を作成者に利用可能とすべきと考えたとしており、IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」に従って利益剰余金の期首残高に認識することが提案されている。

### **(条件付対価)**

95. ED 第 26 項の提案は各決算期において公正価値評価を求める要求事項である。IASB は当該提案を将来に向かって適用した場合、企業の報告期間ごと及び企業ごとの比較可能性の欠如を生じさせる可能性があるとしており、本資料第 93 項(2)の経過措置が提案されている。

### **(その他の要求事項)**

96. 減損の兆候の判断や投資の当初認識など、その他の要求事項については事後的判断を伴う可能性があり、IASB は遡及適用を行った場合、複雑でコストがかかる可能性があるとしており、将来に向かって適用することが提案されている。

## 提案の予想される影響

97. ED では結論の根拠において、提案の導入による予想される影響についての IASB の分析が次の 3 つの観点から示されている。

### (1) 財務諸表において報告される情報に対する予想される影響

IASB では適用上の疑問点として識別・分類された論点ごとに分析が行われており、それぞれどのような影響があるかの分析結果を要約すると次の図 2 のとおりとなる。

表 2：財務諸表において報告される情報に対する予想される影響の要約<sup>6</sup>

予想される影響	該当する論点
会計方針の変更など追加の対応が必要となる	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関連会社との取引</li> <li>➤ 開示</li> </ul>
一部の企業は会計方針を変更することが必要となる場合がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 重要な影響力の獲得時の投資者の所有持分の変動</li> <li>➤ 重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動</li> <li>➤ 損失の認識</li> </ul>
大半の企業は会計方針等を変更する必要がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 繰延税金</li> <li>➤ 条件付対価</li> <li>➤ 減損</li> </ul>

### (2) 財務報告の質に対する予想される影響

IASB の分析では ED の提案は財務報告の質に対して次の効果があるとしている。

- ① 実務における不統一を減少させることによって、比較可能性のより高い情報を利用者に提供するであろう。
- ② 調整表の開示のように関連性のより高い情報を利用者に提供することになり、財務諸表利用者の理解に役立つであろう。

### (3) 提案の導入及び適用の予想されるコスト

IASB は導入及び適用のコストについて主に次のとおり分析している。

<sup>6</sup> ED BC221 項の表 3 を参照し、ASBJ 事務局において要約している。

- ① 現在、適用上の疑問点に答えるために生じている、作成者、監査人及び規制当局のコストの一部を低減させる。
- ② 本資料表2のとおり、一部で会計方針等を変更する必要があるが、多くの場合は特定の提案について作成者が導入し適用するのにコストがかかるとは予想していない（重要な影響力の獲得時に関連会社に対して従来保有していた投資を公正価値で再測定する提案など）。関連会社との取引では作成者が行う手続きの一部を行う必要がなくなるなど、場合によっては適用のコストが低い可能性がある。
- ③ ダウンストリーム取引についての開示要求はいくらかの適用コストがかかると見込んでいるが、現行の要求事項の適用よりもコストが低いと見込んでいる。特に、投資者は、未実現損益の実現を追跡する必要がなくなる。

**ディスカッション・ポイント**

EDの概要について、ご意見やご質問があれば伺いたい。

以 上